

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本事業は鳥取県及び中部地区1市4町（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）の各事業を対象に導入可能性調査を共同で実施するものである。

令和7年4月1日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県天神川流域下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

(ア) 各種調査委託の市場等調査又はその他

(イ) その他の委託等の監査・コンサルティング又はその他

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年4月7日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から過去5年以内に、以下の（ア）及び（イ）の業務にかかる契約を履行した実績又は（ウ）の業務にかかる契約を履行した実績を有していること。

(ア) PPP/PFI事業に係る導入可能性調査又はアドバイザー業務

(イ) 上水道、下水道又は工業用水道の事業計画等の策定業務

(ウ) 上水道、下水道又は工業用水道にかかるPPP/PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザー業務

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が（1）のアからウまでの全てに該当すること。

- イ (1)のエの実績を有する者を構成員のうちに含むこと。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・名称
- ・事業所の所在地
- ・成立の時期及び解散の時期
- ・構成員の住所及び名称
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資の割合
- ・運営委員会
- ・構成員の責任
- ・取引金融機関
- ・決算
- ・利益金の配当の割合
- ・欠損金の負担の割合
- ・権利義務の譲渡の制限
- ・業務途中における構成員の脱退に対する措置
- ・構成員の除名
- ・業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- ・解散後の契約不適合責任
- ・解散後の著作権
- ・その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

電話 0857-26-7088

電子メール gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年4月1日(火)から同月25日(金)までの間にインターネットのホームページ(行財政改革推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月1日(火)から同月25日(金)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までと

する。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1) の場所に令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時必着で送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 13 日（火）午前 10 時 30 分即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県庁本庁舎 地階第 6 会議室

(6) 入札結果の通知

入札結果については令和 7 年 5 月 13 日（火）に入札参加者に通知する。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に「第 1 回」、「第 2 回」及び「第 3 回」と回数を明記し、密封して提出すること。なお、第 2 回以降の入札書の送付がない場合は、当該入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1 案件に対し入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵便等により 4 の(1) の場所に令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。